

一般財団法人奈良県教職員互助組合 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人奈良県教職員互助組合（以下「組合」という。）と称する。

(事務所)

第2条 組合は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

(剰余金の分配)

第3条 組合は、剰余金の分配を行うことができない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 組合は、職員の共済制度に関する条例（昭和39年3月奈良県条例第33号）に基づき、組合員及び会員に対する福利厚生事業を実施することにより、組合員及び会員の相互共済と福利増進を図り、もって奈良県教育文化の振興発展に寄与することを目的とする。なお、組合員及び会員とは、第43条に規定する者をいう。

(事業)

第5条 組合は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 組合員（事業の一部については、その親族を対象とするものを含む。）及び会員に対する共済、貸付事業等の福利厚生事業
- (2) 教育文化の向上に関する事業
- (3) 損害保険代理業及び生命保険代理業
- (4) 旅行業
- (5) その他組合の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 組合の基本財産は、組合の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で基本財産に組み入れることを決議した財産とする。

2 基本財産は、組合の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 組合の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 組合の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上27名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、組合員の中から選任する。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 13 条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事（一般法人法第 180 条第 2 項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の 1 週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、その都度評議員会において選任する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項の評議員会へ報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、議事録作成者及び評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 組合に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上17名以内
- (2) 監事 6名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、5名以内を副理事長、2名を常務理事（専任の常務理事1名含む。）とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、同項の専任の常務理事をもって、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えるものであってはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、組合を代表し、その業務を執行し、専任の常務理事は、理事会において別に定めるところにより、組合の業務を分担執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専任でない常務理事は、この法人の目的を達成するために必要な重要事項について専任の常務理事の相談に応ずる。

5 理事長及び専任の常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 30 条 組合は、役員一般法人法第 198 条において準用される一般法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 組合の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席理事の互選による。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員

が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 37 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 4 条、第 5 条及び第 11 条についても適用する。

（解散）

第 40 条 組合は、基本財産の滅失による組合の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）

第 41 条 組合が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 42 条 組合の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 組合員及び会員

（組合員及び会員）

第 43 条 組合に組合員及び退職互助部会員（以下「会員」という。）を置く。

2 組合員は、次の各号に定める者で、組合の主旨に賛同し組合へ加入した者とする。

- （1）公立学校共済組合奈良支部に加入する組合員である教職員
- （2）奈良県から給与を受ける公立学校教職員及び教育関係職員
- （3）その他前各号に準ずるものとして理事会が承認した者

- 3 会員は、前項の退職者で、組合の主旨に賛同し、組合に加入した者とし、会員に関し必要な事項については、別に定める。
- 4 組合員及び会員は、組合の目的及び事業の推進に積極的に協力しなければならない。

第 11 章 専門委員会

(設置等)

第 44 条 理事会は、必要に応じ専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の委員（以下「専門委員」という。）は、組合員又は理事のうちから理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会は、専門委員をもって構成し、理事会で定めた範囲において調査研究を行い、その結果を理事会に報告するものとする。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 45 条 組合の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補則

第 46 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第 47 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 組合の最初の代表理事（理事長）は富岡将人とし、業務執行理事（専任の常務理事）は林卓二とする。

4 組合の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

近藤伸一	真田昌雄	垣崎仁志	米倉信岳	宇田佳彦
新ふみよ	鶴来君夫	坂本恵二	小橋清隆	新子和久
梶原弘史	井手啓史	谷川敏博	中森幹也	上田勝弘
吉村章	玉井良忠	巽礼子	森井弘	土居正明
荒木篤人	梶木義敏	柏木正樹	吉田里美	